

普通貯金規定

1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（広島県信用農業協同組合連合会を含む。以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この貯金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日には、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (貯金の払戻し)

- (1) この貯金を払戻すときは、当会所定の払戻請求書（提携組合で払戻しをするときは、提携組合所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6. (利 息)

この貯金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当会所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った貯金の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

12. (取引の制限等)

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

13. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が11条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

14. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書

類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができま。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第19条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
 - B 取引店舗の変更
 - C 相続等による口座名義人の変更

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該

各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
- ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
- ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

19.（未利用口座管理手数料）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第13条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1.（取扱店の範囲）

この貯金は、当店のほか当会のごこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（広島県信用農業協同組合連合会を含む。以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。

2.（証券類の受入れ）

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この貯金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日には、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5.（貯金の払戻し）

- (1) この貯金を払戻すときは、当会所定の払戻請求書（提携組合で払戻しをするときは、提携組合所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6.（利 息）

この貯金には利息をつけません。

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

9.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10.（盗難通帳による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11.（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

12.（取引の制限等）

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切

に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

13. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出した名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
- ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為
- (4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

14. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通

常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第19条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
- B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
- A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
- B 取引店舗の変更
- C 相続等による口座名義人の変更

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいう

ものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
- ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
- ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

18.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

19.（未利用口座管理手数料）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第13条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

20.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定（単利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次のようになります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金（以下、「スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。
 - A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。
 - C 定期貯金とする場合には、中間利払日にこのスーパー定期貯金2年ものと同様の満期日を同一にするこの貯金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、中間利息定期貯金の利率は、中間利払日における当会所定の利率を適用します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
 - ① 預入期間が6か月未満… 解約日における普通貯金の利率
 - ② 預入期間が6か月以上1年未満… 約定利率×20%
 - ③ 預入期間が1年以上2年未満… 約定利率×30%
 - ④ 預入期間が2年以上3年未満… 約定利率×40%
 - ⑤ 預入期間が3年以上5年未満… 約定利率×50%ただし、②から⑤までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利息をあらかじめ

め指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利息の支払いは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日

(ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

- C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

10. (中間利息定期貯金)

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。
- ① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- ③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

11. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当会の指定する順序

方法により充當いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払に係るものを除きます。)

- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日

- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

- ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

- A 第13条に掲げる異動事由

- B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと(当該支払停止が解除された日)

- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと(当該手続が終了した日)

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り。)(当該入出金が行われた日または

入出金が行われないことが確定した日)

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定（複利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

- ① 預入期間が6か月未満…解約日における普通貯金の利率
- ② 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%
- ③ 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%
- ④ 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%
- ⑤ 預入期間が3年以上5年未満 … 約定利率×50%

ただし、②から⑤までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができますものとします。

- ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用

を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な

払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
- B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができず。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
- B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
- A 第12条に掲げる異動事由
- B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるとに限り、）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1.（自動継続）

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当会所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金（以下、「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続スーパー定期貯金2年ものの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座に入金します。
 - B 中間払利息を定期貯金とする場合には、中間利払日にその自動継続スーパー定期貯金2年ものと満期日を同一にするスーパー定期貯金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当会所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期貯金の元金とともに合計して自動継続スーパー定期貯金2年ものに継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの貯金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算します。
- (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
 - ① 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率
 - ② 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%

- ③ 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%
 - ④ 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%
 - ⑤ 預入期間が3年以上5年未満 … 約定利率×50%
- ただし、②から⑤までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をするによりこの貯金を解約することができるとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会には責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元金金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後にを行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会には責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会には責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

10. (中間利息定期貯金)

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。
 - ① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
 - ③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。

11. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業

協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由

B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したことを。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができないものに限り、）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

1.（自動継続）

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当会所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
- (2) 継続を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、当会がやむをえないものと認めて預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

- ① 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率
- ② 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%
- ③ 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%
- ④ 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%
- ⑤ 預入期間が3年以上5年未満 … 約定利率×50%

ただし、②から⑤までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会には責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会には責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会には責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・

証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができますものとします。

12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第12条に掲げる異動事由

B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金

保険機構から支払等業務の委託を受けていること

- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会はこの規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

大口定期貯金規定

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自動解約扱い」といいます。)もできます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日(中間利払日が休日の場合は翌営業日)に指定口座に入金します。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率
 - A 解約日における普通貯金の利率
 - B 約定利率－約定利率×30%
 - C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。
 - ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下を切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率
 - A 約定利率－約定利率×30%
 - B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるとき

は、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日(満期日が休日の場合は翌営業日)に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意に

よる場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第 2 項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等

の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるとします。

12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
- B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第 12 条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第 12 条に掲げる異動事由
 - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとずきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

自動継続大口定期貯金規定

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の大口定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当会所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算します。
- (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率
 - A 解約日における普通貯金の利率
 - B 約定利率－約定利率×30%
 - C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

下を切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率

A 約定利率－ 約定利率×30%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- (5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をするによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて

行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てんしません。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはありません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または

証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第12条に掲げる異動事由
 - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払

停止が解除された日)

- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

変動金利定期貯金規定（単利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

この貯金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当会所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
 - A 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率
 - B 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%
 - C 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%
 - D 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%ただし、BからDまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当会の指定する順序

方法により充當いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
- A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていた

こと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りです。）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

変動金利定期貯金規定（複利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

この貯金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当会所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。
 - ① 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率
 - ② 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%
 - ③ 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%
 - ④ 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%ただし、②から④までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができますものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者

- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- ## 10. (譲渡、質入れの禁止)

- ## 11. (通知等)

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等とします。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りません。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

知を受け取る住所地

- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、
記帳もしくは繰越があったこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りす。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日としす。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りす。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（当該手続が終了した日）
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができないに限りす。）（当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取扱いがない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会
は、この規定と各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当
の事由があるとして認められる場合には、民法の変更の規定に基
づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、
店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表
の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)

自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）

1.（自動継続）

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、預入金額に応じて継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当会所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

この貯金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条および第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当会所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座に入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの貯金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）

を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率

B 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%

C 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%

D 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%

ただし、BからDまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、

諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

11. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、利率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
 - (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日か

ら 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当
会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれ
か遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送
されたときを除く。）に限りします。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約によ
り、この貯金について支払が停止されたこと（当該支払
停止が解除された日）
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納
処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこ
と（当該手続が終了した日）
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その
他の入出金が予定されていること、または予定されていた
こと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができ
るものに限りします。）（当該入出金が行われた日または
入出金が行われないことが確定した日）

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活
用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、
預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することにな
ります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休
眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この
場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に
対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預
金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生
じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出お
よび支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任
します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債
権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その
例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金
者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請
求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金
保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会
に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払
うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に
係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合で
あっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、
この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事
由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づい
て変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店
頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の
際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
（令和 6 年 4 月 1 日現在）

自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）

1.（自動継続）

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、預入金額に応じて継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当会所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

- この貯金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条および第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当会所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
- (2) 継続を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。
 - ① 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率
 - ② 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%
 - ③ 預入期間が1年以上2年未満 … 約定利率×30%
 - ④ 預入期間が2年以上3年未満 … 約定利率×40%ただし、②から④までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号Aから

Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるとします。

- ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」とい

います。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く)があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

11. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによる

ものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと(当該支払停止が解除された日)
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと(当該手続が終了した日)
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。)(当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日)

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出お

よび支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。

- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

広島県信用農業協同組合連合会
(令和6年4月1日現在)